大和高田市一時預かり事業　ご利用案内

1　事業の目的

一時預かり事業は、保護者の育児に伴う負担の解消、急病や傷病による育児援助、断続的・短時間勤務等に伴う一時的な保育に対する需要の多様化に応えるため、生後満６ヵ月以上で就学前のお子さんをお預かりする事業です。

2　利用できる方

大和高田市に住所を有する、生後満６ヵ月以上で、
就学前（保育所・こども園・幼稚園等に在籍されているお子さんを除く）のお子さんです。

利用区分 （園の利用状況により変更になる場合があります。）

○　非定形的保育サービス

保護者の勤務形態等により、家庭における保育が困難となるお子さんに対して、週３日を限度として保育するもの。

○　緊急保育サービス

保護者の傷病・入院等、やむを得ない理由により家庭における保育が困難となるお子さんに対して、１ヵ月を限度として保育するもの。

○　私的理由保育サービス

保護者の育児に伴う負担の解消等の私的な理由により保育が必要となるお子さんに対して、週３日を限度として保育するもの。

3　利用できる施設

【１】　大和高田市立　土庫こども園　（子育て支援）
大和高田市土庫１丁目１０－１９　　TEL　４３－７８１０

【２】　大和高田市立　高田西保育所
大和高田市市場５３５番地の１　　TEL　２２－６７７５

【３】　大和高田市立　高田こども園　（子育て支援）
大和高田市内本町１１番２２号　　TEL　４３－５０１０

4　利用できる時間

原則　月　曜　日　～　金　曜　日　　午前８時３０分から午後４時３０分まで
土　曜　日　　午前８時３０分から正午まで

※土曜日の利用については利用施設の人員状況により、利用開始までに時間がかかる場合があります。

※施設の休日、行事等のため利用できない日がありますので、施設に直接ご確認ください。

※台風にともない午前７時現在、大和高田市に警報が発令された場合は、利用できませんのでご了承ください。また、保育の途中で警報が発令された場合も保護者に連絡をしますので、お迎え等ご協力をお願いします。

5　利用人数

一日の利用人数は、お子様の年齢等により、おおむね５人程度です。

※希望された施設の一日の利用者数が多い場合には、保育の安全確保のため他の施設を利用していただく場合、一時お待ちいただく場合、お断りさせていただく場合等もありますので、あらかじめご了承ください。

6　利用方法

一時預かり事業利用申請書及びお子さんの健康状態（問診票）に必要事項を記入のうえ、利用施設へ提出してください。

※体温が３７度５分以上ある場合、病児（感染症を含む）・病後児や体調不良児、医療的な配慮を必要とするお子さんは利用できません。

7　申請方法

利用される月の前月の最初の平日から、直接利用を希望する施設に利用申請書を提出してください。（ただし、利用決定は申請順とします。）

※利用の必要がなくなった場合やお子さんの体調が悪い場合は、必ず事前に施設にお申し出ください。

8　利用申請書の受付時間

午前８時３０分から午後４時３０分まで（開園日の月曜日から金曜日）

9　利用料金等

一時預かり事業を利用される方は、次の利用料金を施設に納付してください。

児童の属する世帯	年 齢 区 分	一時預かり利用料	
		４時間超の利用	４時間以内の利用
生活保護世帯	―	０円	０円
上記以外の世帯	３歳未満児	１，８００円	９００円
	３歳以上児	１，４００円	７００円
その他の料金 （必要とする場合のみ） **※　生活保護世帯の方も有料**		**昼食代**	**２９０円**
		おやつ代	**５０円**
		布団使用料	**１５０円**

※上記金額は、一人一回の利用料金です。また、利用料金等は、すべて前納制です。
年齢は、利用日当日の満年齢です。

※離乳食については、現場の状況により提供できない事がありますので、各施設でご確認下さい。食物アレルギー対応食は提供できません。

備　　考

令和８年度は、私立　**よのもと保育園 TEL　５２－１５４１**　でも一時預かり事業を実施しています。利用方法等詳細は、直接保育園にお尋ねください。